

平成26年度 第1回 高石市都市計画審議会 議事録

【開催日時】 平成26年7月3日(木) 午前10時00分から開催

【開催場所】 高石市役所 別館3階 多目的ホール

【出席委員】 委員16名中15名の委員が出席され開催いたしました。

日野 泰雄	下村 泰彦	丑野 正仁
北山 憲	中井 正司	出川 康二
清水 明治	古賀 秀敏	佐藤 一夫
松本 定	真辺 聡	辻野 治彦
合田 房雄	藤田 政明	高橋 妙子

(以上委員15名)

【欠席委員】 東口 正一

【傍聴者】 1名

【日 程】 議案第1号 会長の選出について
議案第2号 副会長の選出について
付議第1号 南部大阪都市計画汚物処理場の変更(案) (高石市決定)
付議第2号 南部大阪都市計画ごみ処理場の決定(案) (高石市決定)
その他

【答申事項】 付議に対して、欠席委員1名を除く委員15名の同意の上、原案のとおり認める答申がなされた。ただし、付議第2号の案件については、継続して環境への影響に十分配慮する旨の文言が答申書に付記された。

【確認事項】 ・高石市都市計画審議会条例第7条の規定に基づき、審議会の議事に関係のある者として、高石市生活環境課及び泉北環境整備施設組合職員が出席した。
・本審議会の会長に、日野泰雄委員が選出された。
・本審議会の副会長に、下村泰彦委員が選出された。

【質疑応答】

(委員) 今回の資源化センター建設には賛成であるが、それを前提として質問をさせて頂く。

1日に合計で8tのペットボトルとその他のプラスチック製容器包装を処理するということだが、再処理業者に引き渡す際には1t当たり10万円の費用が発生すると計算した場合、年間308日の運転で2億5,000万円が必要という単純計算になる。この費用負担はどうなっているのか。

また、加熱処理方式はとらず圧縮梱包を行うということだが、寝屋川市における再処理では1,000人規模以上の健康被害が出ていたり、東京都杉並区では通称杉並病という住民健康被害により、東京都は損害賠償も行っていたりする。加熱処理をしないから、揮発性有機物(以下、VOC)が出ないということではなくて、大量に圧力でもって圧縮梱包を行えば、VOCが発生するということが言われている。作業の方々、周辺住民の方々への健康問題等があるため、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針で項目として入っていないため調査していないというのはどうかと思う。

生活環境影響調査の結果を確認すると車の搬入や悪臭等の影響調査を主たるもののように行われているが、資源化センターを建設したことによる影響の原因を特定して調査が行われていないのではないのか。

(事務局) 処理費用について、ペットボトルについては、今でも有償で売却している。プラスチックについては、約10万円というような形でお話頂いたが、容器リサイクル協会のほうに搬出できれば全額が泉北環境整備施設組合の負担にならないということで、現在、費用の調査中である。

もう一点の杉並病については、汚水の貯留層から硫化水素が出たということが原因であると言われている。プラスチックなどの圧縮については、そういった有害なものが出るとは考えていない。

また、大阪府内で問題になっている施設があるということで、寝屋川の方へも行かせて頂いた。特に今のところは、施設と健康被害との因果関係はないということで、調停での結果が出たということ伺っている。

(委員) これから建設される施設の運転に際し、新たな費用がどれだけ発生するのかということは予め考えておいて頂かないといけないと思う。

概算でも構わないが、まだ全くご回答頂くような段階ではないということか。

(事務局) ペットボトルについては、現在、1tあたり4万円から5万円の間で売却している。プラスチックについては、容器リサイクル協会へ出すと1tあたり5万円から6万

円の処理費はかかるが、そのうちの99%は事業者が負担するというので、現在、1%の市町村負担ということで調査の中では調べている。

(会 長) その他のプラスチックごみについて、一般家庭用のごみとして市が収集されるものか、事業ごみとして持ち込まれ処理されるのかによって、費用負担が違うと思うが、リサイクルされるというのは、一般家庭用も含めたごみということか。

(事務局) 泉北環境整備施設組合は一般廃棄物処理施設であるので、事業者からの持ち込まれるプラスチックではなく、家庭から出てきたプラスチックが対象となる。

(会 長) そうすると、先ほどの事業者負担が99%と説明のあった、事業者というのは誰のことなのか。

(事務局) 商品を製造する事業者のことである。

(会 長) その処理された物が資源として事業者に買い取られるという理解で良いか。

(事務局) 泉北環境整備施設組合と事業者との間にリサイクル協会が入ることになる。リサイクル費用の99%を事業者からリサイクル協会へ、残りの1%を泉北環境整備施設組合からリサイクル協会へ支払い、その上で、リサイクル協会から処理業者へ支払うことになる。

(委 員) わかりました。

(会 長) 続いて、杉並病の例があるのにVOCに対する調査をしないのはなぜかという委員からの質問に対し、杉並病についてはVOCとは別の原因であったとのことなので、今回は調査をしていないという事務局からの回答であった。それについて、委員から何かコメントはあるか。

(委 員) 杉並病の原因は硫化水素という説がある。また、寝屋川については、法廷の間では因果関係なしとなっているものの、実際問題として住民被害が出ているということは明白である。今回の資源化センター建設予定地の周辺には住宅地もあることから、杉並病については別の原因であると言わず、調査をしたうえで、周辺の住民の方々へそういう問題が発生しない、あるいは微量である、対策を行う等ということを示されるべきと考えるので、環境影響調査についても行って欲しかったということ、

最後に申し上げます。

(会 長) それからもう一点、悪臭の件であるが、これは運搬車両を対象にしたもので、このセンターの稼働にかかわるものとして行っていないのではないかという委員からのご指摘についてはいかがか。例えば予測としては、稼働時であるとか、あるいは将来、プラスチック等の搬入をされたり搬出されたりする時など、そういうことに関連した予測結果というのではないのか。

また、生活環境影響調査の報告書は、今後もどこかで閲覧等ができるのか。

(事務局) 予測結果については稼働時のものである。また、生活環境影響調査の結果について、泉北環境整備施設組合へ来て頂ければ閲覧して頂ける。

(委 員) わかりました。

(委 員) 周辺環境へ及ぼす影響は小さいというふうに予測結果として記載されているが、この施設全体を完全クローズド化ということは考えられないか。すぐ近くに焼却場の炉があるので、炉へ空気を全て送気すれば、大きな費用をかけずに完全クローズド化することは技術的に可能だと思う。要望として、できれば完全クローズド化ということをご検討頂きたい。

(事務局) 要望として受け止めさせて頂く。

(委 員) 開発の許可申請というのは届け出だけで済むと思うが、建物の形状や色彩等の景観的なインパクトについてのチェックや指導ができる窓口はあるのか。この施設周辺の交通に支障を来さないような場所には、できるだけ植栽を行ったり、あまり華美なマークが入った建物については指導をしたり、そういった景観面での配慮もどこかでして頂きたい。チェックする窓口となるところがないかもしれないが、都市計画決定がされた後でも、そういうところについても配慮して頂きたい。

(事務局) 今回の開発については、高石市で開発指導要綱というものを定めており、それに基づき整備を求めていくという形で事業者と話をしている。その中で、今回の施設の配置については、周辺になるべく緑をとるスペースを設けて頂いている。また、道路路面についても、なるべく植栽が可能になるような配慮をするようにとの話も行っている。建物の色彩につきましては、具体的に協議項目には入っていないが、今後、色使い等の協議についても考えていきたい。

(委員) 汚水の排水については、公共下水道に流すため調査の対象外であるということだが、公共下水道も下水道法に基づいて様々な規制がある。市もしくは府の下水道部局とよく協議したうえで、有害物質が出ないということの確認をきっちりお願いしたい。こちらについても要望とさせて頂きたい。

(事務局) 排水の件についても下水道部と詰めさせていただいており、下水道法の基準については守られるような形で配慮している。

(会長) 都市計画図書について、汚物処理場の変更の図書の記載に関しては面積がヘクタール表記になっている。対して、新しいごみ処理場の決定に関しては平方メートルの表記になっている。これは新しいものについてはヘクタールから表記変更するというような動向があるからなのか。あるいは何か別の理由があるのか。

(事務局) 都市計画図書の表記方法については府の基準があり、昔はヘクタール表示という形になっていたが、現在は平方メートルの単位で表記するという形になっている。

(会長) わかりました。

(会長) 今までいろいろと要望等を出して頂いた。これまでの整理として、これに関して事業者には十分に配慮いただくということが1点。そして、「今後、継続して周辺の環境への十分な配慮を行うこと」といった附帯意見として答申書に残すということがもう1点。そのことに関して委員からご意見を頂けたらと思うが、いかがか。

(委員) 今後の問題もあるので、周辺の住民に対して健康被害を起こしてはならないと思う。そういうように答申書に残すことについて、賛成したい。

(会長) 頂いた様々な要望のほとんどが、今後に関する懸念のみの事項であり、都市計画上の施設の位置、規模等に関しては特に問題はないと判断された。ただし、今後、このセンターを運用するに当たり、継続して周辺の環境への十分な配慮をお願いしたい。

では、汚物処理場の変更、ごみ処理場の決定に関する都市計画の決定に関しては、原案のとおり答申させて頂く。ただし、都市計画審議会として、ごみ処理場の運用に関して「十分に配慮すること」という主旨を答申書に付記させて頂く、若しくは原案の通り答申させて頂いたうえで「なお、環境について十分配慮されたい」という旨の文言を答申書に加えさせて頂く。どちらの方法で答申するは会長一任とさせ

て頂くということによろしいか。

<全員異議なし>

(会 長) では、そういう形で答申をさせて頂くとして、日程第3 付議第1号 南部大阪都市計画汚物処理場の変更、及び、日程第4 付議第2号 南部大阪都市計画ごみ処理場の決定に関する審議を終了する。

【午前11時40分閉会】